

(別紙 6)

津山圏域クリーンセンター敷地造成
及び最終処分場実施設計業務委託

仕 様 書

平成 2 1 年 1 1 月

津山圏域資源循環施設組合

目 次

第 1 章 共通編	・ ・ ・ ・ ・ 2
第 2 章 敷地造成測量設計業務	・ ・ ・ ・ ・ 6
第 3 章 最終処分場建築設計業務及びその他建築物等	・ ・ ・ ・ ・ 9
第 4 章 その他業務等	・ ・ ・ ・ ・ 11
【添付図面】	・ ・ ・ ・ ・ 12

第1章 共通編

(目的)

第1条 津山圏域資源循環施設組合では、現在「岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、津山ブロック1市4町において、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、効率的な一般廃棄物処理を行うため高効率ごみ発電施設、リサイクル施設、最終処分場を1箇所に集約した総合ごみ処理センターの建設を計画している。

本業務は、地域環境の保全に配慮した公害のない衛生的な一般廃棄物最終処分場の実施設計及び施設建設に必要な造成設計を行うことを目的とする。

(適用)

第2条 この仕様書(以下「仕様書」という。)は、津山圏域資源循環施設組合が発注する、津山圏域クリーンセンター敷地造成及び最終処分場実施設計業務委託に適用する。

(事業の基本方針)

第3条 施設の設計にあたって、クリーンセンター建設の基本方針である「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という方針を踏まえて設計しなければならない。

(業務概要及び業務量の目安)

第4条 本件委託において行う業務及び業務量の目を次に掲げる。

(1) 敷地造成測量設計業務

敷地造成計画及び設計 A = 約 16ha

調整池(遮水工法の検討を含む) 4ヶ所

構内幹線道路(W = 11.0m L = 約 750m 東進入路終点～西進入路終点区間)

構内道路(W = 4～5m L = 約 1000m 構内連絡道路・管理道路)

東進入路(W = 11.0m L = 約 200m 産業団地内道路終点～東進入路起点区間)

リサイクルセンター敷地軟弱地盤対策工 一式

法面对策工 一式

公園・遊歩道・緑化計画 一式

(東屋、洗面所等の建築物については、配置計画のみとする。但し、配置計画に基づく電気、水道、下水道施設の実施設計は含む。)

雨水排水施設 一式

上水道・工業用水配水施設(L = 約 1300m)

(既設管から各施設まで。但し、熱回収施設、リサイクルセンター敷地内を除く)

下水道施設(L = 約 1300m)

(既設管から各施設まで。但し、熱回収施設、リサイクルセンター敷地内を除く)

敷地内照明設備(熱回収施設、リサイクルセンター敷地内は除く) 一式

仮設工 一式

掘削残土の処理計画 一式

敷地造成工事仕様書 一式

施工計画（案） 一式

敷地造成設計業務等に係る測量業務 一式

敷地造成設計に必要な現地調査，ボーリング，現位置試験，土質試験等 一式

林地開発申請書作成 一式

その他関連業務 一式

（２）被覆型最終処分場建築設計業務及びその他建築物等

被覆型最終処分場，管理棟，再資源化施設等の配置計画

（管理棟，再資源化施設等は配置計画のみ作成し，建築物の設計は含まない。）

被覆型最終処分場躯体（30,000 m³） 一式

最終処分場上屋建物 一式

不燃残渣の搬入設備 一式

最終処分場浸出水処理施設 一式

不燃残渣浸出水調査 一式

災害時の対応施設 一式

公共ごみ等の貯留分別施設 一式

最終処分場建設工事仕様書 一式

電気，水道，下水道，外構等 一式

（管理棟，再資源化施設等の配置計画に基づく施設を含む。）

施工計画（案） 一式

建築確認申請（手数料を含む） 一式

道路位置指定申請 一式

最終処分場の設計に必要な測量 一式

最終処分場の設計に必要な現地調査，ボーリング，ボーリング孔を利用した現位置試験，土質試験等 一式

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 3 第 1 項の規定による最終処分場の廃棄物処理施設設置届 一式

その他関連業務 一式

（３）その他業務

環境配慮計画（建築工事） 一式

環境配慮計画（土木工事） 一式

敷地内の山林，公園等を利用した屋外環境学習計画及び指導計画案

維持管理計画書 一式

公害防止協定書（案）・・・最終処分場に係る部分 一式

（４）前項の数量は数量の目安である。実施の結果数量が変更となっても，委託費の変更対象としな
いものとする。ただし，新規項目及び調査の結果大幅な調査等の追加が発生した場合は協議によ
る。

(5) 実施設計にあたっては、監督員の指示により既存資料等から比較検討資料等を作成しなければならない。

2 前項において既存資料が不足するときは、請負者の責任で調査等を実施しなければならない。

3 設計にあたっては、生活環境の保全を第一目標とし、外部への悪影響を起こさぬよう関係諸法規の基準を十分遵守し万全を期して行うものとする。

(位置及び地形等)

第 5 条 位置及び地形等は次のとおりである。

(1) 委託場所

岡山県津山市領家，中北下地内

(2) 敷地面積

約 300,000 m² (造成対象面積 160,000 m²)

(3) 地形

建設予定地は、津山市西部，JR 美作千代駅の北約 1.0 k m の標高 140m ～ 210m 丘陵地に位置している。

(4) 地質

建設予定地の地質は、N 値 5 0 以上の流紋岩，片岩類を基岩と上部に 3 ～ 8m 程度の風化層を有している。なお，この地方に多い第三紀層の泥岩類は，還元施設敷地の南端に見られる程度である。

地質の詳細については，別途「クリーンセンター建設地地質調査業務委託報告書」を参照すること。

(5) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況その他土地利用計画

都市計画法に基づく用途地域の指定状況

指定区域外

土地利用計画の状況

森林地域の地域森林計画民有林

宅地造成工事規制区域の指定状況

区域外

気象 (参考)

ア 測定場所

津山市特別気象観測所 (建設予定地より東へ 9 k m)

イ 外気温

平均気温 14.1 (平成 15 年～平成 19 年度)

最高気温 (平成 19 年度) 37.3

最低気温 (") - 5.0

ウ 年間降水量

1,358mm / 年 (平成 15 年～平成 19 年度)

(6) 公害防止基準

建設予定地周辺の各種公害防止基準等は、「クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価・実施計画書」を参照すること。

（遵守すべき法令等）

第6条 本仕様書の適用に当たっての一般的な事項は、関係法令、各種基準のほか次の仕様書による。

（1）法令・指針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

環境基本法

建築基準法

消防法

廃棄物最終処分場性能指針

廃棄物最終処分場整備の計画・計画要領

土工指針及び関連する指針

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

その他関係法令、指針等

（2）共通仕様書等

津山圏域資源循環施設組合測量設計共通仕様書

岡山県調査、設計、測量業務等共通仕様書（平成20年5月1日改訂）

岡山県農業土木専門工事共通仕様書（平成20年4月1日改訂）

津山市公共測量作業規程

津山市建築設計業務共通仕様書

津山市建築設計業務設計委託要領

その他発注者が指定する仕様書、要綱、要領等

（許認可申請）

第7条 受託者は、業務の実施にあたり関係官庁への許可申請、報告、届出等の必要がある場合には、受託者がおこなわなければならない。

（秘密及び中立性の保持）

第8条 受託者は、本業務の遂行によって知り得事項を、第三者に漏らしてはならない。また、常に建設コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

（留意事項）

第9条 受託者は、業務の実施にあたり発注者と十分な協議を行わなければならない。

2 発注者から借用した資料については借用書を提出し、業務終了後確実に返却しなければならない。

第2章 敷地造成測量設計業務

(1 - 敷地造成計画及び設計 約16ha)

第1条 敷地造成の設計にあたっては、造成設計に必要となる条件を整理し、各施設の位置、構造、形状、寸法、土量バランス等を考慮するとともに、森林法で定める林帯幅の確保や各種許認可申請にも対応可能な敷地造成設計を行う。

(1 - 防災調整池 4ヶ所)

第2条 防災調整池は、現況水系から4ヶ所(本件業務外に1カ所あり、検討対象には含める。)とする。

2 防災調整池は、下流河川の流過能力を調査し、その能力に応じた調整池の設計により、下流河川の氾濫を防止できる配置及び規模・構造等としなければならない。

3 防災調整池は、既存池との通水防止対策及び農業用水不足等についても検討を行う。

4 防災調整池はフィルダム形式を原則とするが、鋼土が不足すると予想されることから遮水工法の検討を詳細に行い設計しなければならない。

(1 - 構内幹線道路 約 L = 750m)

第3条 構内幹線道路は、東進入路終点から西進入路終点までの区間について、ごみの搬入、資源化物の搬出、リサイクルセンターと最終処分場との連携、見学者等の歩行者対策、環境を配慮した構造などに留意して設計しなければならない。

2 幅員は、車道2車線及び歩道で構成する。

3 特に急斜面を通過する区間については、防災対策を入念に検討して設計しなければならない。

(1 - 構内道路 L = 約 1000m)

第4条 構内道路は幅員を4.0~5.0mとし、主に敷地内の各施設、法面、山林、防災調整池、水路等の維持管理・構内の連絡及び屋外環境学習に使用することを前提に設計する。

(1 - 東進入路 L = 約 200m)

第5条 東進入路は、産業団地内道路終点から東進入路起点までの区間について市道駅前郷線の現道拡幅改良として設計する。

2 構造は、構内幹線道路と同様とする。

3 起点・終点の交差点設計を含む。

(1 - リサイクルセンター敷地軟弱地盤対策工 一式)

第6条 リサイクルセンター建設予定地の高盛土部分について、現況地盤が軟弱であることから、実施設計に当たっては、工法の比較検討を行い設計しなければならない。

(1 - 法面对策工 一式)

第7条 敷地造成に伴う切土及び盛土法面に適する法面保護の対策を行うとともに、周辺からの景観にも配慮された設計を行う。

2 高盛土、長大法面については、必要に応じて法面安定計算を行い、法面の安全性を確認しなければならない。

(1 - 公園・遊歩道・緑化計画 一式)

第8条 公園は、施設配置図に基づいて計画することを原則とする。

2 公園内の施設は、配置計画を作成し、本件業務では東屋、洗面所等の建築物以外の施設を設計対象とする。ただし、配置計画に基づく電気、水道、下水道施設の設計は行わなければならない。

- 3 遊歩道は、公園及び山林、法面内に配置し、法面、山林、防災調整池、水路等の維持管理及び屋外環境学習に使用することを前提に設計する。
- 4 遊歩道の配置、幅員、構造は協議により決定する。
- 5 緑化計画は、公園、構内幹線道路、法面、最終処分場敷地内など敷地全体についての構想を作成し、設計する。

(1 - 雨水排水施設 一式)

第 9 条 雨水排水施設は、雨水を速やかに防災調整池へ流下させることを主たる目的とするが、次に掲げる点についても考慮する。

構内の小動物、昆虫等の生態に関すること

防災計画、工事中の災害防止対策に関すること

農業用水の確保

(1 - 上水道・工業用水配水施設 L = 約 1300m)

第 10 条 上水道は、隣接する久米産業団地内の既設管から各施設までとする。但し、熱回収施設、リサイクルセンター敷地内を除く。

2 工業用水は、高効率ごみ発電施設に供給する。

3 配管、口径については設計において決定する。

(1 - 下水道施設 (L = 約 1300m)

第 11 条 下水道施設は、隣接する久米産業団地内の既設管から各施設までとする。但し、熱回収施設、リサイクルセンター敷地内を除く。

2 ポンプ圧送に必要な施設の設計を含む。

(1 - 敷地内照明設備 一式)

第 12 条 敷地内照明設備は、道路、公園、最終処分場、駐車場に必要な照明設備を主に対象として設計する。(熱回収施設、リサイクルセンター敷地内は除く)

2 維持管理面を十分に検討して計画すること。

(1 - 仮設工 一式)

第 13 条 仮設工は、次に掲げる項目について設計する。

工事中の雨水、濁水対策

工事用道路

防音対策

水質、防音、振動等の計測

その他、工事及び周辺環境の保全に関すること

(1 - 掘削残土の処理計画 一式)

第 14 条 掘削残土は、造成計画において土量バランスを基本とした設計を行うが、残土の発生が避けられない見通しであることから残土を還元施設敷地に処理するための計画を作成する。

(1 - 敷地造成工事仕様書 一式)

第 15 条 敷地造成工事仕様書は、津山市土木工事共通仕様書及び岡山県土木工事共通仕様書によることができない点について本件業務の現場において必要な特記仕様書に当たる部分を作成する。

(1 - 施工計画 (案) 一式)

第 16 条 施工計画（案）は，敷地造成工事を行うための全体工程計画，土工計画，仮設計画，留意事項等について作成する。

（ 1 - 敷地造成設計業務等に係る測量業務 一式）

第 17 条 測量業務は，造成及び最終処分場を設計するにあたり，関連する周辺の地形等について本組合が計画している施設配置計画図を基に測量を行う。

2 基準点は，既に 4 点設置している。

3 業務量の目安は次のとおりである。

基準点測量	60 点	4 級
縦断測量	約 2100m	丘陵地～山地
横断測量	70 点	平均幅 200m
横断測量	40 点	平均幅 30m

（ 1 - 敷地造成設計に必要な現地調査，ボーリング，現位置試験，土質試験等 一式）

第 18 条 現地調査は，監督員の同行により契約後直ちに実施すること。

2 設計に必要なボーリング，現位置試験，土質試験の業務量の目安は次のとおりである。

ボーリング	4～6 地点程度	L=10m 程度	リサイクルセンター敷地部分が主
ボーリング	4～6 地点程度	L=10～15m 程度	最終処分場敷地部分
現位置試験	4 地点程度	孔内載荷試験 現場透水試験	最終処分場敷地部分
土質試験	2 回	粒度試験 塑性限界 液性限界 透水試験	鋼土採取用

（ 1 - 林地開発申請書作成 一式）

第 19 条 林地開発申請書は，残土処理に伴う還元施設用地について行う。

（ 1 - その他関連業務 一式）

第 20 条 業務の実施あたり関連する業務が発生した場合は，対応しなければならない。但し，用地測量，境界測量，特殊な計測は除く。

第3章 最終処分場建築設計業務及びその他建築物等

(2 - 最終処分場，管理棟，再資源化施設等の配置計画)

第1条 最終処分場，管理棟，再資源化施設等の配置計画の作成にあたっては，最終処分場の供用開始から埋立完了，廃止に至るまでの維持管理を含めた総合的な処分場運営の基本方針を検討し，施設の配置計画を作成する

2 最終処分場の設計は，被覆型最終処分場のみとし，管理棟，再資源化施設等の建築物の設計は含まない。

3 再資源化施設は，剪定枝のチップ化及び堆肥化，コンクリートブロック等の再資源化施設を検討の対象とする。

(2 - 被覆型最終処分場躯体 (30,000 m³) 一式)

第2条 最終処分場の躯体(貯留構造物)は，計画場所の地形，地質，土質等の基本条件を整理し，埋立容量30,000m³程度の埋立容量が確保できる形状とする。

なお，最終処分場躯体構造はコンクリート構造を原則とし，内部には浸出水の漏水防止の遮水工や浸出水を速やかに排水するための浸出水集排水施設，ガス抜き施設等を有する施設とするものとする。

(2 - 最終処分場上屋建物 一式)

第3条 本最終処分場は被覆型最終処分場であるため，上屋建物の詳細設計を行うものとする。

2 被覆施設は，最終処分場を覆う形状とし，降雨時においても廃棄物の埋立に支障が生じない施設とする。施設の設計にあたっては，周辺環境，場内環境，埋立作業環境等にも配慮するとともに，費用対効果を踏まえた形式(移動式または固定式)について比較検討する。

3 最終処分場は，処分場を維持管理する上で必要となる各種設備設計(散水，照明，喚起等)も含むものとする。

4 躯体構造は，造成工事と一体設計とする。

(最終処分場の環境への配慮，デザイン)

第4条 最終処分場は，施設の根幹として細部に至るまで，地球環境，地域環境，施設環境に配慮した設計とし，自然林(里山)の保全，造成工事，施設の建設(工事中，完成形)，外構工事，埋立・破碎作業，建物の維持補修に至る全てのプロセスについて，環境に配慮した最終処分場の建設・整備を目指し，次の例を参考に設計するものとする。

(1) 設計に考慮すべき環境負荷への削減項目例

省エネ機器等の使用(ランニングコストの削減，排出CO₂の削減)

リサイクル材の利用促進

施設負荷を抑制する

自然エネルギーの利用

自然環境との共生

使用材料の選択

2 安全・安心な施設とし，イニシャルコスト，ランニングコストの削減に努めなければならない。

3 デザイン・色調については，構内はもとより，遠望についても配慮しなければならない

(2 - 不燃残渣の搬入設備 一式)

第 5 条 不燃残渣の搬入設備は、施設の運営上最も合理的なものを計画しなければならない。

(2 - 最終処分場浸出水処理施設 一式)

第 6 条 浸出水処理施設の規模の算定にあたっては、次条の調査と共に本処分場における安定化等に対する維持管理方針（散水や覆土計画）を定め、これに必要となる浸出水処理施設の仕様（水量、水質、フロー）を決定し、これらの詳細設計を行う。なお、処理水の放流については公共下水道を原則とする。

(2 - 不燃残渣浸出水調査 一式)

第 7 条 最終処分場から発生する浸出水の水質を予測するために、既存のごみ処理残渣による溶出試験を事前に行うものとし、浸出水処理施設における処理フロー決定にあたっての基礎資料とする。

2 調査は、津山市環境事業所の不燃残渣について調査を行う。

3 回数は 2 回（ 1 回 4 資料）とする。

(2 - 災害時の対応施設 一式)

第 8 条 災害時の対応について計画書を作成し、施設計画をまとめると同時に建築物以外の施設を設計する。

(2 - 公共ごみ等の貯留分別施設 一式)

第 9 条 搬入された「公共ごみ等」を一時的に貯留、分別する施設の設計を行うものとする。

2 貯留施設から発生する汚水等は浸出水貯留施設へ導くものとする。

(2 - 最終処分場建設工事仕様書 一式)

第 10 条 最終処分場建設工事を実施するために必要な最終処分場建設工事仕様書を作成する。

(2 - 電気、水道、下水道、外構等 一式)

第 11 条 最終処分場の設計には、電気、水道、下水道、外構等の設計を含むものとする。なお、電気、水道、下水道は管理棟、再資源化施設等の付属建築物等について容易く接続できるように計画しなければならない。

(2 - 施工計画（案） 一式)

第 12 条 最終処分場建設工事を行うために必要な、全体工程計画、資材搬入計画、工事用道路計画、留意事項等を施工計画(案)として作成する。

(2 - 建築確認申請関係 一式)

第 13 条 建築確認申請には、次の業務を含む。

(1) 建築確認申請書（建築基準法第 6 条）の作成及び申請

(2) 岡山県景観条例に基づく大規模行為の届け出

(3) 津山市景観整備基本計画に基づく景観チェックリストの作成

2 建築確認申請の申請手数料は、受託者の負担とする。

3 建築確認は、廃棄物施設設置届の提出が平成 22 年 12 月に提出できるように受けなければならない。

(2 - 道路位置指定申請 一式)

第 14 条 最終処分場を建設に道路位置指定申請書（建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号）を作成する。

2 道路位置指定申請書の申請手数料は、受託者の負担とする。

(2 - 最終処分場の設計に必要な測量)

第 15 条 第 2 章第 17 条に含む。

(2 - 最終処分場の設計に必要な現地調査 , ボーリング)

第 16 条 第 2 章第 18 条に含む。

(2 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 9 条の 3 第 1 項の規定による最終処分場の廃棄物処理施設設置届)

第 17 条 最終処分場の廃棄物処理施設設置届は ,平成 22 年 12 月に提出できるように作成しなければならない。

(2 - その他関連業務 一式)

第 18 条 道路 , 仮設電力 , 用水 , 現場事務所 , 施設組合現地事務所 , 下小屋等の仮設工事について , 仮設計画書を作成すること。

第 4 章 その他業務等

(3 - 環境配慮計画 (建築工事) 一式)

第 1 条 最終処分場の設計は , 環境配慮契約法 (国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号)) の適用業務とし , 環境配慮事項についての計画書 , 環境配慮事項 , それに伴う費用明細書等作成すること。

(3 - 環境配慮計画 (土木工事) 一式)

第 2 条 敷地造成の設計に当たっては , 敷地の周辺環境との調和を考慮した計画とするための計画書を作成する。

(3 - 敷地内の山林 , 公園等を利用した屋外環境学習計画及び指導計画案)

第 3 条 津山圏域クリーンセンター事業の目的に , 環境学習 , 環境保全の指導が掲げられている。本件業務においては , 主に小学生を対象としてクリーンセンター敷地内を利用した環境学習計画及び指導計画案を作成する。

2 公園 , 遊歩道等は , 前項の計画に基づいて計画するものとする。

(3 -) 維持管理計画書 一式)

第 4 条 最終処分場及び敷地内の主な施設の維持管理計画書を作成する。

(3 -) 公害防止協定書 (案) 一式)

第 5 条 本件業務により作成する公害防止協定書 (案) は , 最終処分場に係る部分について作成する。
(成果品)

第 6 条 本件業務の成果品は次とする。

敷地造成工事関係実施設計図及び数量計算書

最終処分場関係実施設計図及び数量計算書

比較設計書

測量 , 調査結果報告書

敷地造成工事仕様書及び施工計画書

その他関連する報告書，計画書，図面等監督員が指示するもの。

2 成果品の提出方法及び部数

成果報告書 3部（A4 製本）

設計書・図面・各種計算書・各種検討書・各種計画書・協議書・その他

マイラー原図

電子データ（CD-ROM） 1部

その他，監督員が指示するもの

【添付図面】（参考）

建設予定地の位置図

施設の配置図

造成平面図（1/1000 航空写真測量図）

本体施設横断面図（1～3）・・・1/1000 航空写真測量図読み取り断面図

最終処分場横断面図（1～6）・・・1/1000 航空写真測量図読み取り断面図

還元施設横断面図（1～5）・・・1/1000 航空写真測量図読み取り断面図

上下水道計画ルート図